

海外の話題

実質資本主義へ転換した？中国

農林中央金庫 北京駐在員事務所長 稲垣 雅人

去る 3 月 16 日、中国の第 10 期全国人民代表大会（全人代＝国会）第 5 回会議は、私有財産権保護を強化する物権法案と外資企業・国内企業の法人税を一本化する企業所得税法案を可決して閉幕しました。これらは中国が、極めて大きな転換点を迎えたことを象徴するイベントといえるでしょう。

まず、物権法は「国家・集団・私人の物権およびその他権利者の物権は、法律の保護を受け、いかなる組織や個人もこれを侵害してはならない」と規定し、公有制を基本とする社会主義経済からの転換を示しました。この背景としては、経済発展に伴い外資を含め不動産の売買が活発に行われるようになり、土地に関してもトラブル防止のため権利の所在をはっきりとさせる必要が増してきたことが挙げられます。このため「不動産物権の設定、変更、譲渡、消滅は、法律に基づいて登記しなければならない」という基本原則が定められ、不動産登記制度に基づく所有権の効力が明確になりました。一方で、この法律は「有産階級を承認し社会主義の根底を揺るがすもの」で、「一部の官僚特権層が不当に得た巨万の財産を保護するために採択された」との批判も根強くあります。今後貧富の差がこれ以上拡大していかないよう何らかの対策が必要でしょう。一部では、固定資産税・相続税・贈与税の導入がささやかれているところです。

次に、企業所得税法ですが、これまで外資導入のため国内企業の税率 33% に対し、外資には 15% の優遇税率を適用していましたが、これを一律 25% に改めるものです。これは 2001 年の WTO 加盟後、さまざまな産業の対外開放を行ってきた結果、国内企業と外資企業を同じ土俵で競争させる準備がある程度整ったことの現れでしょう。現地法人の設立を条件に人民元業務の全面開放を認めた銀行業もその一例です。但し、「条件に合う環境保護、省エネルギー、節水、技術移転などで得た所得」、「条件に合う零細企業、国が重点育成を必要としているハイテク企業」には国务院の定めるところにより軽減税率適用の余地を残しており、国益に資する産業への保護姿勢を強く打ち出したのも今回の特徴といえます。

最後に 4 月の温家宝総理の訪日ですが、予想どおり友好ムードの中、今後の日中協力に向けてのまさに「氷を溶かす旅」となりました。これまで、ともすれば国内の不満の矛先を日本に向ける形でかわしてきた感のある中国政府ですが、4 月 11 日の国会演説では、「中国の改革開放と近代化建設は日本政府と国民から支持と支援をいただいた。これを中国人民は忘れない。」「両国経済は相互補完関係にある。両国経済の発展は双方にとって脅威ではなくチャンス」との強いメッセージが日本国民及び中国人民に向けて送られ、私を含め日中ビジネスに関わる人たちにとって、今後に向けて非常に心強いエールとなりました。